

決着した平和事件

その特性と課税当局のモノの考え方

学者の視点



明治学院大学法学部教授 渡辺 充

●はじめに

同族会社のオーナーが自らの相続税対策等を目的として、その所有する持株会社に巨額の無利息貸付けを行い、当該無利息貸付けにつき税務当局が巨額の利息の認定課税を行ったいわゆる「平和事件」が、最初の異議申立てから12年を経てついに決着した。最高裁が下した結論は、納税者の敗訴である。

この「平和事件」は“収入なければ課税なし”といった命題に対し、所得税法157条の同族会社の行為計算否認規定を根拠に収入金額を抑制したものであるが、学者や実務界からも反対意見が多く、最高裁の判決が確定したことでの影響が危惧されている。

今回、本誌から与えられたテーマは、①信義則、②正当な理由の可否、③同族会社の行為計算否認、④無利息貸付けと所得認定——の4つの項目から分析することであり、筆者は最高裁の判決を支持する立場で「平和事件」を評証する。

1 事件の経緯

納税者中島健吉氏（以下「N」という）は、遊技用パチンコ機器製造等を事業目的とする株式会社平和（以下「平和」という）の代表取締役であるが、平成元年3月10日、その保有する平和の株式3,000万株をNが98%出資持分を有する有限会社中島興産（以下「中島興産」という）に代金総額3,450億円（1株あたり11,500円）で譲渡した（なお、当時の税制では、Nの平和株式の譲渡についてはキャピタル・ゲインは非課税であった。）。

ところで、中島興産はこの株式に係る買取資金3,455億2,177万5,000円（本件株式の代金3,450億円と証券会社各社に支払う購入手数料計5億

2,177万5,000円との合計額）を納税者Nから無利息かつ無期限で借り入れた（以下「本件消費貸借」）。一方、Nはその貸付資金を銀行から年利3.375%で借り入れている。その後、本件資金については、平成元年3月15日、中島興産は本件借入金をもって証券会社各社に買取代金を支払い、証券会社各社は本件平和株式を中島興産に引渡し、本件株式の代金3,450億円から各社の手数料5億2,106万2,500円及び有価証券取引税18億9,750万円を控除した後の3,425億8,143万7,500円をNに支払った。Nはこれをもとに同日、銀行に対する借入金合計3,455億2,200万円及び利息合計3,194万9,149円の全額を各行に返済した。なお、中島興産は平成4年10月に清算終了するが、中島興産は解散に際しその所有していた本件平和株式（時価2,040億円）

をはじめとする資産（合計額2,056億9,789万9,257円）をもって本件消費貸借に係る債務を代替弁済したが、本件株式の価格が下落したことに伴い、Nは本件貸付金の全額を回収することができなくなり、1,398億2,387万5,743円を免除した。

以上の結果、本件平和株式はNから中島興産に移転したが、本件消費貸借は引き続き無利息・無期限のままの状態で残存することとなったので、税務当局（桐生税務署長）は、当該無利息貸付けについて所得税法（以下「所法」という）157条を適用し、次のとおり、平成元年分から3年分のNの所得につき、利息相当分の雑所得があるものとした更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をなした。納税者Nはこれを不服とし、所定の手続きを経て本訴に及んだ。

【認定利息】① 元本345,521,775,000円

② 適用利率 年5.580%（貸出約定平均金利・長期・全国銀行分）

計算期間	②利率(%)	③日数(日)	認定利息(円)	過少申告加算税(円)
元年3/15～12/31	5.580	291	15,371,269,800	1,034,232,000
2年1/1～12/31	5.580	365	19,280,115,045	1,320,680,000
3年1/1～12/31	5.580	365	19,280,115,045	1,326,598,500
合計			53,931,499,890	3,681,510,500

裁判所の判断は、次のとおりである。

第1審東京地裁（東京地裁平成7年（行ウ）第

27号・平成9年4月25日判決）は、納税者Nの請求はいずれも理由がないとしてこれを棄却した。

第2審東京高裁（東京高裁平成9年（行コ）第70号・平成11年5月31日判決）は、本件における

所法157条の適用は認めたが、無利息貸付けの認定利率は全国銀行の総合新規貸出約定平均金利年

4.870%が相当であるとした。さらに、国税当局者が官職名を付して刊行している解説書に、個人

から法人に対する無利息貸付けは課税されないと

の記載があり、納税者がこれを信じて行動した点に国税通則法（以下「国通法」という）65条4項

の正当な理由があるとして、過少申告加算税の賦課決定処分についてはこれを取り消した。

この第2審判決につき双方上告するが、最高裁は平成16年4月20日、納税者の上告を棄却し

（平成11年（行ツ）第211号）、同じく納税者の上告受理申立てに対して不受理の決定を行った（平

成11年（行ヒ）第168号）。この時点で、本件の主たる争点である所法157条の適用如何と認定利

率の決定については、第2審の判決どおりに確定する。なお、税務当局は第2審が過少申告加算税

の賦課決定処分を取り消した部分に対し上告受理申立てを行い、最高裁はこの部分については上告

審として受理し（平成11年（行ヒ）第169号）、

平成16年7月20日、最高裁第三小法廷は、過少申告加算税を取り消した第2審東京高裁判決を破棄した。ここに最初の異議申立てから12年を経て平和事件は最終的な決着をみたのである。

2 信義則

はじめに、最高裁まで判断が持ち越された、国税当局者が官職名を付して刊行している解説書を信じた納税者の行動が、納税者にとって無理からぬところであり、これは信義則にのっとり本件更正処分等が違法となる余地があるのか、あるいは国通法65条4項の「正当な理由」に該当し、過少申告加算税の賦課決定は取り消されるべきであるのかといった点について検討する。この問題は最近のストックオプション事件にもみられるように、税務行政に対する納税者の信頼がいかに確保されるべきかという点で、最高裁の判断が注目されていたところである。

原審の東京高裁は、本件各更正処分が信義則によって違法ということはできないとしながらも、「(本件解説書は) 税務当局の業務ないし編著等の税務当局勤務者の職務との密接な関連性を窺わせるものである。したがって、税務関係者がその編著者等や発行者から判断して、その記載内容が税務当局の見解を反映したものと認識し、すなわち、税務当局が個人から法人に対する無利息貸付については課税しないとの見解であると解することは無理からぬところである。」とし、「過少申告加算税を課すことが酷と思料される事情があり、国税通則法65条4項の正当の理由がある」と判示した。

しかし、この高裁判決は、本件解説書の「公」性を認めることであって、納税者の信頼が保護されるべき状態であることを認めたことと同一であると筆者は解する。すなわち、納税者に帰責事由がないのであれば、国通法65条4項の問題ではなく、当該取引の妥当性が「公の解説書」により経験則として確保されたことになるから、本件は信

義則の観点から所法157条の適用はないという結論に達すべきである。筆者は本誌平成11年8月21日号で、すでに本件平和事件は、その金額の異常さが特徴で、その“巨額の怪物”が東京高裁の判断を狂わせ、「酷である」と温情が顔を出したときに、すっかり本件の本質を貫くべき理論構成が崩れてしまい、そこに大きな矛盾を引き起こしてしまったと指摘した。今回最高裁は、「本件各解説書は、その体裁等からすれば、税務に携わる者においてその記述に税務当局の見解が反映されていると受け取られても仕方がない面がある。」

としながらも、本件解説書の“公”性自体についてはその判断を避けたが、「その内容は、代表者個人から会社に対する運転資金の無利息貸付け一般について別段の定めのあるものを除きとい留保を付した上で、又は業績悪化のため資金繰りに窮した会社のために代表者個人が運転資金500万円を無利息で貸し付けたという設例について、いずれも、代表者個人に所得税法36条1項にいう収入すべき金額がない旨を解説するものであって、代表者の経営責任の観点から当該無利息貸付けに社会的、経済的に相当な理由があることを前提とする記述であることができるから、不合理、不自然な経済的活動として本件規定の適用が肯定される本件貸付けとは事案を異にするというべきである。そして、当時の裁判例等に照らせば、被上告人の顧問税理士等の税務担当者においても、本件貸付けに本件規定が適用される可能性があることを疑ってしかるべきであったということができる。」とし、専ら本件が所法157条該当事案であることから、国通法65条4項の正当な理由はないとした。この限りにおいては筆者の指摘どおり、判決の論理の一貫性は確保されたことになる。

租税法において信義則の原則を認めた最初の事件は、古い事件であるが、東京地裁昭和38(行)第44号・昭和40年5月26日判決の文化学院事件

である。しかし、この文化学院事件は第2審で納税者が逆転敗訴する。その後、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法規において、信義則の適用については慎重でなければならないとするところから、別件事件において最高裁は信義則が適用される場合の3つの要件として、①租税行政庁の公の見解の存在、②納税者の信頼が保護に値すること、③納税者が表示を信頼しそれに基づいて何らかの行為をなしたこと必要とした(最高裁昭和60年(行ツ)第125号・昭和62年10月30日判決)。本件解説書は税務の実際において“公”性があることは否めないが、単なる私的著作物の域を出ないものであり、また納税者も本件解説書をもって唯一の証拠たるべきものとしたことは、タックスプランニングにおいていざか軽率であり、納税者の信頼を保護すべき状態にまで至っていない。本件解説書は無利息貸付けに適用可能と判断するに至った経験則を確定させるような公的見解と同視する位置付けは困難である。公的見解としての証拠固めには、少なくとも税務署長その他の責任のある者の正式な見解の表示を文書としてそろえておくことが必要であったと考える(名古屋地裁昭和60年(行ウ)第18号・平成2年5月18日判決)。これは税務相談における信義則の問題でも同様である。

2 正当な理由の可否

国通法65条4項に規定する「正当な理由」は、法の文言上は不確定概念であるが、一般的には納税者に帰責事由がなく、過少申告加算税を賦課することが不当又は酷な場合をいうと解されており、税務当局が経験則や法的衡平感に基づいて客観的な視座から個別事案に相応しい判断を行うことが予定されている。したがって、正当な理由の有無は拘束裁量行為である。この点に関する税務当局の判断は、最終的には裁判所の審査に服するものとなるが、その前提には納税者が共有する一般的

価値判断、納税者の予測可能性がポイントとなる。すると、当時、税の専門家である税理士や一般納税者の間に、個人の無利息貸付けにおいて利息の認定課税は行われないとする見方が大方であり、また本件解説書がその一つの証拠であるという点は、納税者に故意・過失がない要素である。また、本件平和事件はその金額が巨額であるから、本税の外に過少申告加算税まで賦課することは過酷温情説からは正当な理由が存在するかのように窺われる。しかし、筆者は以上のような状況を踏まえても、本件は税務当局の対応自体が直接納税者の申告に影響を及ぼしたケースではなく、法解釈に対する納税者の誤解をもとに納税者自らが選択した申告内容であって、納税者に救済されるべき真にやむを得ない事情はないものと解する。これは上述のとおり、本件解説書の性格が公的な見解ではないことに由来する。したがって、本件において正当な理由がないとした税務当局の判断に裁量権の逸脱や濫用ではなく、過少申告加算税の賦課決定が適法な範囲内で合理的な行政判断に基づいて行われたものであると考える。

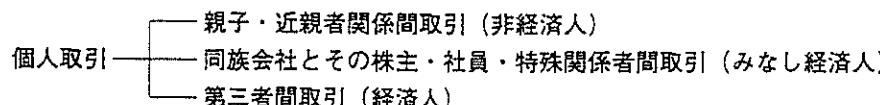
3 同族会社の行為計算否認

平和事件の最大の争点は、“収入なければ課税なし”という命題に対し、所法157条が適用され、利息の認定課税が行われることの妥当性如何にある。しかるに最高裁は、この点の納税者の上告受理申立てにつき不受理の決定を言い渡し、司法の最高機関たる責任を果たさなかった。この点は批判されるべきで、原審への批判が多いなか、平和事件が「不自然・不合理」であるという点の積極的な判断が欲しかった。

ところで、同族会社の行為計算否認については、本規定がどのような租税回避行為に適用されるかということで、「非同族会社対比説」と「経済的合理性説」があるが、最近はその行為計算が“経済人”としての合理性をもつかどうかを否認の基

準とする判決例、学説が多い。平和事件のなかですでに過去において同族会社の社長に対する無利息貸付けにつき利息の認定課税を行った「菅事件」(東京地裁昭和47年(行ウ)第23号の1、昭和55年10月22日判決)が取り上げられているが、この菅事件でも「多額の金銭を常時無利息で貸付けておくなどということは純経済人の観点からすれば不合理・不自然であり」と判示し、経済的合理性説に立った論旨を展開している。しかし、論者のなかには、個人は自然人として純粹に経済活動を行うことのみを目的とするものではなく、消費生活主体者としてさまざまな非営利的行為をなすものであり、所法157条の解釈にあたり、経済的

合理性説の妥当性に疑問を呈する者もいる。確かに所得税法は法人税法と異なり、そのような個人の特性をとらえた立法がなされているが、個人は個人として経済関係で自由と平等を背景に取引を行い、様々な活動をすることができるばかりでなく、特定の個人と集合して同族会社を形成し、その同族会社をとおして諸活動もできるようになり、個人はいつでも自然人であるという隠れ義によって保護され、当然に何をしても構わないといった状況が当てはまらない場合も生じてきた。課税上その個人が行った取引を分析するにあたり、筆者は当該個人の立場によって経済人説が顔を覗かせることの妥当性を認識すべきであると考える。



この点は租税法律主義によても確認されているものと考える。たとえば、所法59条のみなし譲渡課税は、法人に対する贈与、低額譲渡につき、資産の譲渡所得課税回避の傾向を課税の公平負担を期するという見地から防止的に設けられた規定である。この場合、個人の相手方である法人については同族会社に限定されていないが、相手方が法人である場合は、時価の2分の1未満の譲渡は第三者間取引に引き直されて課税されることが重要である。そのときの当該個人の立場はさまざまであろうが、所法59条は未実現のキャピタル・ゲインも理論的には所得であり、キャピタル・ゲインに対する無限の課税撲滅へ防止という観点に眼目をおきながら、結果的に個人のみなし経済人の擬制も行うことになっている点を見逃せない。この点がさらに明らかとなるのが、所法157条の同族会社の行為計算否認規定である。

所法157条は、「税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株

主若しくは社員である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者……の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは(以下、省略)」と規定している。したがって、この場合の行為の主体者は、文理解釈によると「次に掲げる法人=同族会社」である。すると、平和事件においては行為の主体者は納税者Nであり、個人Nが行った同族会社への無利息貸付けに所法157条ははたらかないとする解釈が生まれる。本判決に反対する論者の多くが行為者を問わず経済的合理性説を探るのは所法157条の拡大解釈であると主張する。しかし、第1審判決はいみじくもこの点につき次のとおり判示した。

「本件規定による否認の対象は同族会社の行為又は計算であるが、これによって株主等の所得税の負担を減少させる結果となるものであって、否認の目的が株主等の所得税を正常な行為又は計算に引き直すことにあることからすれば、否認されるべき同族会社の行為又は計算とは、同族会社を

当事者とする株主等の所得計算上のそれであることは明らかである。すなわち、大正12年法律第8号所得税法中改正法律によって、所得税法73条ノ3に「前条ノ法人ト其ノ株主又ハ社員及其親族、使用人其ノ他特殊ノ関係アリト認ムル者トノ間ニ於ケル行為ニ付所得税逋脱ノ目的アリト認ムル場合」において政府が当該行為を否認し得るとする規定が設けられ、それが漸次その適用範囲を拡大して本件規定となったという沿革、及び既に説示したような本件規定の趣旨に照らせば、本件規定にいう同族会社の行為又は計算とは、同族会社と株主等との間の取引行為を全体として指し、その両者間の取引行為が客観的にみて経済的合理性を有しているか否かという見地からその適用の有無及び効果を判断すべきものというべきである。」

すなわち、租税法律主義の観点から法令の拡大解釈は許されないところであるが、その趣旨解釈は認められるところで、所得税法に本条の規定が存するのは、上記の沿革を踏まえた上で、同族会社と株主等との間の取引全体につき法の濫用がみられる場合に、結果として不当に株主等の所得税の減少があるときは課税関係を本来あるべきものに引き直すことを謳ったものである。その際、個人は上述のとおり、同族会社(純経済人)の株主、役員等といった立場で認識され、みなし経済人であることが要請される。すなわち大株主である役員が行った本件無利息貸付けは、非経済人として行い得る行為であったとしても、無利息であることにつきすでに経営判断や株主判断が伴っており、当該行為は純粋な非経済人が行った行為とは考えられない。また、先に示した所法59条のみなし譲渡規定は、時価の2分の1以上の価額で資産の譲渡が行われた場合は、それについては個人の特性を所得税法が理解しようとした限界値を形式的に示したものであり、当該譲渡価額の設定についても、やはりタックスプランニングを含め

た合理的・経済的な判断が伴うのである。自然人はその立場によって非経済人たりえない要素を多く含んでいる。したがって、筆者がいみなし経済人に対し、無利息貸付けに合理的理由があれば、それは非経済人としての行為が是認されるのではなく、合理的理由をもってみなし経済人としての行為が是認されるのであり、不自然・不合理な行為があれば、当該自然人に対して合理的経済人がとったであろう新たな課税関係を律することができる、この点を同族会社とその株主等として登場人物を指定し、法令に規定したのが所法157条と考えるのである。このように解することは決して牽強付の説ではない。

以上により、租税事件における金額的重要性は見逃せず、本件3,455億円という巨額の無利息貸付けは個人が取引として行う社会通念をはるかに超え、従来の無利息貸付けに適用可能な経験則に合致せず、稀有であり、同族会社を舞台として納税者Nが行った安定株主対策や相続税対策の行為につき、みなし経済人としての合理的な判断が要求されるべきであると考える。本件平和事件は所法157条が適用されるまさに好個の事案である。

4 無利息貸付けと所得認定

最後は、“収入なければ課税なし”という命題である。本件は当事者間の私的自治を尊重すると、本件消費貸借は、無利息、無期限にその特徴があり、納税者Nに実際に利息収入は発生していない。したがって、所法36条の収入金額がないので、換言すればその収入をはじめから放棄したのであるから、課税は当然起こらないとするのが納税者の主張である。実際に収入がないにもかかわらず、いわば仮想の収入を計上し課税することは、憲法29条の財産権の保障にも抵触するところである。

しかし、所得税法は、実際に収入がなくともその収入があったものとみなして課税できることを明文をもって規定している。それが上述の所法59

条と157条の規定である。したがって、平和事件は“収入なければ課税なし”という大原則を破つて課税を行ったのではなく、所法157条の適用により結果として所得を発生せしめたのであって、所法157条は通常の取引で認められる収入の発生や経費の不発生等を抑制する規定であることを認識すべきである。具体的経済的利益の発生が所法157条の要件ではないのである。

今回の平和事件の決着につき、実務界からは、株主等が同族会社に対して行う無償取引あるいは低額取引につき、所法157条の適用可能性が大きく広がったことを危惧する声を聞く。たとえば土地・建物の低額譲渡や低額貸付けである。低額譲渡についてはすでに述べたとおり、時価の2分の1基準があるので、2分の1を超える譲渡があった場合についてまで当該譲渡金額にお経済的合理性がないとして所法157条を適用する余地はないと考える。所法59条は形式基準を設け課税を断念している点で所法157条に優先すべきである。次に所法59条の適用を受けない低額貸付けであるが、これについては本件平和事件が先例となり、所法157条適用の可能性は否定できない。この意味で、今回の判決は実務に大きく影響を与えるが、所法157条は明らかに不自然・不合理な場合にのみ適用される条文で、当該低額貸付けにつき経済的合理性がある場合についてまで否認するものではない。この点の見極めは実務上かなり難しい問題を伴うことは否定できないが、納税者はそれを立証すべき資料をあらかじめ用意しておくことが肝要であり、今回の平和事件を教訓として実務に生かすことを学ぶべきである。

実務家の視点



税理士 藤曲 武美

1 信義則

信義則は、租税法律主義の内部における価値の対立の問題である。合法性の原則と法的安定性の確保・保護という租税法律主義のもつ二つの価値の比較、衡量において合法性の原則を犠牲にしてなお納税者の信頼を保護することが必要であると認められる場合の個別救済の法理であるとされている（注1）。

信義則が認められる要件は、①課税庁が公の見解を表示したこと、②納税者の信頼が保護に値する場合でなければならないこと、③納税者が信頼に基づいて何らかの行為をしたことの三つとされている（昭62.10.30最高判）。

平和事件の場合、この要件に照らすと、①公の見解の表示とまで質疑応答集がいえるかということについては疑問である。質疑応答集は、厳密には私人としての著作物であるし、②納税者の信頼が保護に値するかどうかについて若干の疑惑が残るところがある。したがって、信義則の適用はないとした一審をはじめとした裁判所の判断は妥当といえると考える。

2 正當な理由の可否

(1) 東京高裁判決

東京高裁判決は、財団法人大蔵財務協会発行の解説書は、「税務に携わる者がその編者等や発行者から判断して、その記載内容が税務当局の見解を反映したものと認識し、税務当局が個人から法人への無利息貸付けに所得税を課さない見解を探るものと解することは、無理からぬところである。そして、Xの顧問税理士等において、税務当局が上記見解を探るものと解したことをもって、單なる法解釈についての不知又は誤解であるということはできないから、国税通則法65条4項にいう正当な理由がある」とした。

(2) 最高裁判決

最高裁判決は、所得税法157条の趣旨等から、貸付けの目的、金額、期間等の融資条件、無利息

としたことの理由などを踏まえた個別、具体的な検討を要するべきであった。本件貸付けは、3455億円を超える多額の金員を無利息、無期限、無担保で貸し付けるものであり、被上告人がその経営責任を果たすためにこれを実行したなどの事情も認め難いのであるから、不合理、不自然な経済的活動であるというほかないであって、税務に携わる者としては、本件規定の適用の有無については、十分な検討をすべきであったといわなければならないとした。また、本件各解説書は、その体裁等からすれば、税務に携わる者においてその記述に税務当局の見解が反映されていると受け取られても仕方がない面があるが、代表者の経営責任の観点から当該無利息貸付けに相当な理由があることを前提とする記述であるということができるから、本規定の適用が肯定される本件貸付けとは事案を異にするというべきである。そして、当時以前の裁判例等に照らせば、被上告人の顧問税理士等においても、本規定が適用される可能性があることを疑つてしかるべきであったということができるとして正当な理由があったとは認めることができないとして高裁判決を破棄した。

(3) 両判決の違いのポイント

控訴審判決のポイントは2点である。①信義則と通則法65条4項の適用要件の区別を行ったということである。この点は重要である。租税法律主義の二つの価値の較量において判断する問題と申告義務の適正な履行と申告納税制度の定着を図るために加算税の適用除外としての正当な理由とは当然に異なるべきである。②納税者が無利息融資について課税されないと理解したことは单なる法解釈についての不知又は誤解であるとはいえないとしたことである。

筆者は、高裁の判断を支持する。正当な理由があるかどうかは、納税者の申告行為が適正な申告をすべき觀点から瑕疵があったかどうかという点

に求めるべきである。そうすると納税者は、本件譲渡に関連して、証券会社（N證券のいわゆるマスルーム）、会計事務所（A監査法人）及び顧問税理士等の専門スタッフが、前記解説書の見解をも含めて検討した結果、本件消費貸借に課税されることはないとの結論に至ったので、その実行に踏み切ったもので社会的に税務の専門家等として信頼できる複数の者の見解を確認した上でのことであって、それらの見解を信頼したとしてもやむを得ないものがあったといえる。むしろ社会的にも信頼されるような専門家の複数が利息認定はないとした見解を出した点にこそ前記解説書の「権威」と「所得税では利息認定はないという見解」が強かったことを証明しており、まさに「単なる法解釈についての不知又は誤解であるとはいえない」という認識こそが正当であるといえる。

最高裁判決は、157条で否定したという結果から結果解釈主義的にわずか一つの地裁判決（それも特異事案の）とわずか一つの数行の著作物の記述及び金額の多額さとを根拠に「疑つてしかるべきであった」といっているにすぎず、信義則の要件との区別についていよいよわざるを得ない。

3 同族会社の行為計算の否認

(1) 上告受理申立の不受理

157条の適用については、一審判断を控訴審は引用し、最高裁は納税者の上告受理申立を不受理とした。一審の判断は「経済活動として不合理、不自然であり、独立かつ対等で相互に特殊な関係にない当事者間で通常行われるであろう取引と乖離した同族会社の行為又は計算により、株主等の所得税が減少するときは、不当と評価されることになるが、所得税の減少の程度が軽微であったり、株主等の経済的利益の不発生又は減少により同族会社の経済的利益を増加させることが、社会通念上相当と解される場合においては、不当と評価するまでもないと解すべきである。」と判示したう